

洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針 改訂案 新旧対照表

現行	改訂案
洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針 令和6年4月24日 策定 経済産業省資源エネルギー庁 国土交通省港湾局	洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針 <u>（領海及び内水関連）</u> 令和6年4月24日 策定 <u>令和8年●月●日 改訂</u> 経済産業省資源エネルギー庁 国土交通省港湾局
1. 本運用方針の位置づけ 「洋上風力産業ビジョン（第一次）」（令和2年12月15日、洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会）及び「<u>第6次エネルギー基本計画</u>」（令和3年10月22日、閣議決定）等において言及されている、洋上風力発電に係る「セントラル方式」について、国における制度の考え方や運用の方向性を明確化することを目的に、「<u>洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針</u>」（以下「本運用方針」という。）を策定する。 本運用方針では、令和5年1月30日に策定した「骨子」の内容を基に、その後の検討内容を踏まえて加筆や修正を行うとともに、各項目において基本となる事項を整理し、その考え方や補足すべき事柄を説明する。なお、本運用方針はセントラル方式の基本的な枠組を示すものとして、各項目における詳	1. 本運用方針の位置付け 「<u>洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（領海及び内水関連）</u>」（以下「本運用方針」という。）は、「洋上風力産業ビジョン（第一次）」（令和2年12月15日、洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会）及び「<u>第7次エネルギー基本計画</u>」（令和7年2月18日、閣議決定）等において言及されている、洋上風力発電に係る「セントラル方式」について、<u>我が国の領海及び内水の海域に関して、国における制度の考え方や運用の方向性を明確化することを目的とするものである。</u> 本運用方針では、令和5年1月30日に策定した「骨子」の内容を基に、その後の検討内容を踏まえて加筆や修正を行うとともに、各項目において基本となる事項を整理し、その考え方や補足すべき事柄を説明する。なお、本運用方針はセントラル方式の基本的な枠組を示すものとして、各項目における詳

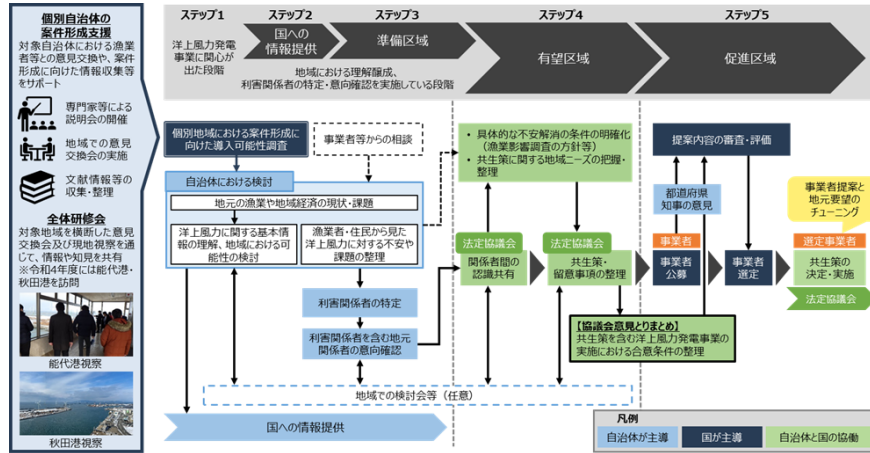
現行	改訂案
細や具体的事項については、それぞれで明示する規程類や補足資料等を参照すること。	細や具体的事項については、それぞれで明示する規程類や補足資料等を参照すること。
2. 総論 「セントラル方式」は「政府や自治体の主導的な関与により、効率的な案件形成を実現する仕組み」として定義する。また、セントラル方式の制度運用の対象とする事項は以下の通りとする。 ①事業実施区域の指定及び発電事業者の公募 ②案件形成に向けた地域調整 ③サイト調査（風況・海底地盤・気象海象） ④系統接続の確保 ⑤<u>環境配慮</u>	2. 総論 「セントラル方式」は「政府や自治体の主導的な関与により、効率的な案件形成を実現する仕組み」として定義する。また、セントラル方式の制度運用の対象とする事項は以下の通りとする。 ①事業実施区域の指定及び発電事業者の公募 ②案件形成に向けた地域調整 ③サイト調査（風況・海底地盤・気象海象） ④系統接続の確保 ⑤<u>海洋環境等調査</u>
洋上風力発電の導入が進む欧州では、政府機関等が主導してサイト調査や系統確保、環境影響評価等を実施するセントラル方式が採用されており、それにより効率的な案件形成や運転開始までの所要期間の短縮に寄与するものとされている。 我が国におけるセントラル方式に関する議論では、案件形成の効率性の観点のほか、同一海域で複数の事業者が類似した調査を実施することにより、地元の漁業者に度重なる操業調整の負担が生じるといった弊害を取り除き、それにより地域調整の円滑化を図ることや、政府機関が必要十分な情報量の調査を一元的に実施し、その成果を公募に参加する事業者を提供することで、事業者の参入を促進し競争性ある質の高い公募を実現すること、といった観点	洋上風力発電の導入が進む欧州では、政府機関等が主導してサイト調査や系統確保、環境影響評価等を実施するセントラル方式が採用されており、それにより効率的な案件形成や運転開始までの所要期間の短縮に寄与するものとされている。 我が国におけるセントラル方式に関する議論では、案件形成の効率性の観点のほか、同一海域で複数の事業者が類似した調査を実施することにより、地元の漁業者に度重なる操業調整の負担が生じるといった弊害を取り除き、それにより地域調整の円滑化を図ることや、政府機関が必要十分な情報量の調査を一元的に実施し、その成果を公募に参加する事業者を提供することで、事業者の参入を促進し競争性ある質の高い公募を実現すること、といった観点

現行	改訂案
を含めて検討が行われてきた経緯がある。そのため、セントラル方式の制度設計及びその運用に当たっては、これらの目的を達成するために必要な措置を講じていくことが重要である。 また、我が国における一般海域での洋上風力発電の案件形成は、<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律</u>（以下「<u>再エネ海域利用法</u>」という。）を前提として進められているが、<u>再エネ海域利用法第3条に規定する基本理念では、「国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならない。」とされている。</u>従って、セントラル方式として政府機関が主導して案件形成を行う場合にあっては、この<u>基本理念</u>に基づき、国や自治体の行政組織のほか関係する者の役割分担と連携の下に進めていくこととする。	を含めて検討が行われてきた経緯がある。そのため、セントラル方式の制度設計及びその運用に当たっては、これらの目的を達成するために必要な措置を講じていくことが重要である。 また、我が国における一般海域での洋上風力発電の案件形成は、<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律</u>（以下「<u>海洋再エネ整備法</u>」という。）を前提として進められているが、<u>海洋再エネ整備法第9条等において、国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者が相互に連携を図りながら協力することが求められている。</u>従って、セントラル方式として政府機関が主導して案件形成を行う場合にあっては、この<u>考え</u>に基づき、国や自治体の行政組織のほか関係する者の役割分担と連携の下に進めていくこととする。
3. 事業実施区域の指定及び発電事業者の公募 洋上風力発電事業を実施する区域（促進区域）の指定及び指定された区域における発電事業者の公募は、<u>再エネ海域利用法</u>及び関係法令の手續に従い実施するとともに、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」、「一般海域における占用公募制度の運用指針」に規定する内容に則り運用する。 <u>再エネ海域利用法</u>に基づく促進区域の指定及び発電事業者の公募は、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（以下「促進区域指定ガイドライン」という。）、「一般海域における占用公募制度の運用指針」	3. 事業実施区域の指定及び発電事業者の公募 洋上風力発電事業を実施する区域（促進区域）の指定及び指定された区域における発電事業者の公募は、<u>海洋再エネ整備法</u>及び関係法令の手續に従い実施するとともに、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」、「一般海域における占用公募制度の運用指針」に規定する内容に則り運用する。 <u>海洋再エネ整備法</u>に基づく促進区域の指定及び発電事業者の公募は、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（以下「促進区域指定ガイドライン」という。）、「一般海域における占用公募制度の運用指針」

現行	改訂案
に必要な事項を整理しているため、この内容に則り運用していく。なお、これらの規程は適時に見直しを行い、必要に応じて改訂を図るものとする。	に必要な事項を整理しているため、この内容に則り運用していく。なお、これらの規程は適時に見直しを行い、必要に応じて改訂を図るものとする。
4. 案件形成に向けた地域調整 促進区域の指定に向けた地域での調整は、国と自治体の役割分担を前提に、以下の考え方に基づき進めていくものとする。 ・<u>再エネ海域利用法</u>に基づく協議会の運営は、国と都道府県が共同で事務局を担い、利害関係者等の地元関係者との調整を進めていく。 ・協議会設置以前の初期段階の案件形成は、都道府県及び市町村の地元自治体が主導的に調整を担い、国は地元自治体が行う地域での理解醸成や漁業実態の把握・整理等に対し、自治体側のニーズも考慮しつつ必要な支援を行っていく。 漁業実態調査は、対象海域及びその周辺の「①漁業操業の実態」と「②水産資源の実態」の二種類の要素から構成され、①は案件形成の初期段階において整理すべき情報として、情報提供を行う都道府県が、②は洋上風力発電の漁業影響調査における事前調査として、対象区域で洋上風力発電を実施する選定事業者がそれぞれ主体的に対応するものとする。 発電事業は地域の理解を得て進めていくことが必須となるため、案件形成に向けた地域での調整は、地域の実情に精通する地元自治体の主体的な関与を前提として、促進区域指定ガイドラインに則り、各地域の調整状況に応じてプロセスを進めていくこととする。	4. 案件形成に向けた地域調整 促進区域の指定に向けた地域での調整は、国と自治体の役割分担を前提に、以下の考え方に基づき進めていくものとする。 ・<u>海洋再エネ整備法</u>に基づく協議会の運営は、国と都道府県が共同で事務局を担い、利害関係者等の地元関係者との調整を進めていく。 ・協議会設置以前の初期段階の案件形成は、都道府県及び市町村の地元自治体が主導的に調整を担い、国は地元自治体が行う地域での理解醸成や漁業実態の把握・整理等に対し、自治体側のニーズも考慮しつつ必要な支援を行っていく。 漁業実態調査は、対象海域及びその周辺の「①漁業操業の実態」と「②水産資源の実態」の二種類の要素から構成され、①は案件形成の初期段階において整理すべき情報として、情報提供を行う都道府県が、②は洋上風力発電の漁業影響調査における事前調査として、対象区域で洋上風力発電を実施する選定事業者がそれぞれ主体的に対応するものとする。 発電事業は地域の理解を得て進めていくことが必須となるため、案件形成に向けた地域での調整は、地域の実情に精通する地元自治体の主体的な関与を前提として、促進区域指定ガイドラインに則り、各地域の調整状況に応じてプロセスを進めていくこととする。

現行

そのうえで、初期段階の案件形成では地元自治体における検討が大きな位置付けを占めることに鑑み、国は個別地域における導入可能性を検討するための調査等において、都道府県に対して調査の対象地域を募集し、希望する自治体の案件形成の支援に努めていく。



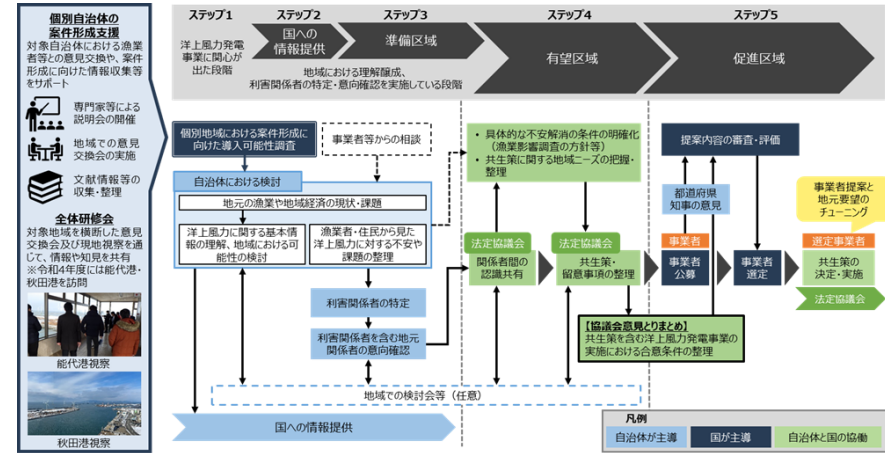
案件形成のステップと国・自治体の役割分担のイメージ

漁業実態の把握は地域調整の一環として取り組んでいくことが想定されるが、調査の対象となる要素は主として「漁業操業の実態」と「水産資源の実態」が考えられる。

漁業操業の実態は、利害関係者の特定・調整の前提となる情報であり、案件形成の初期において対応が必要であるとともに、案件形成の起点が都道府県からの情報提供に基づくことを踏まえ、都道府県を中心に確認・整理を行うことが合理的である。その際、操業実態に基づく利害関係者の特定は、これまでの関係都道府県における水産行政での対応と密接に関連するため、都道府県庁内で洋上風力を担当する部局は、水産部局との連携の下、対応することが必

改訂案

そのうえで、初期段階の案件形成では地元自治体における検討が大きな位置付けを占めることに鑑み、国は個別地域における導入可能性を検討するための調査等において、都道府県に対して調査の対象地域を募集し、希望する自治体の案件形成の支援に努めていく。



案件形成のステップと国・自治体の役割分担のイメージ

漁業実態の把握は地域調整の一環として取り組んでいくことが想定されるが、調査の対象となる要素は主として「漁業操業の実態」と「水産資源の実態」が考えられる。

漁業操業の実態は、利害関係者の特定・調整の前提となる情報であり、案件形成の初期において対応が必要であるとともに、案件形成の起点が都道府県からの情報提供に基づくことを踏まえ、都道府県を中心に確認・整理を行うことが合理的である。その際、操業実態に基づく利害関係者の特定は、これまでの関係都道府県における水産行政での対応と密接に関連するため、都道府県庁内で洋上風力を担当する部局は、水産部局との連携の下、対応することが必

現行	改訂案
要である。 また、<u>再エネ海域利用法</u>に基づき設立される協議会で「漁業影響調査の考え方」を整理することとしており、その中で建設工事の着工前に現地調査を行う旨が触れている。これは、発電設備の設置に伴う海洋・漁場環境の状態変化を検証するため、発電設備の設置前の状態を把握することを目的に実施する調査であり、これが水産資源の実態の把握につながることになる。この着工前の現地調査を含む漁業影響調査の内容は、対象区域の利害関係者が特定され、当該関係者が参加する協議会での議論により調査すべき事項を固めていくことが重要であり、そこで議論された漁業影響調査の考え方を踏まえ、選定事業者が具体的な調査計画を設計し調査を実施することが必要である。	要である。 また、<u>海洋再エネ整備法</u>に基づき設立される協議会で「漁業影響調査の考え方」を整理することとしており、その中で建設工事の着工前に現地調査を行う旨が触れている。これは、発電設備の設置に伴う海洋・漁場環境の状態変化を検証するため、発電設備の設置前の状態を把握することを目的に実施する調査であり、これが水産資源の実態の把握につながることになる。この着工前の現地調査を含む漁業影響調査の内容は、対象区域の利害関係者が特定され、当該関係者が参加する協議会での議論により調査すべき事項を固めていくことが重要であり、そこで議論された漁業影響調査の考え方を踏まえ、選定事業者が具体的な調査計画を設計し調査を実施することが必要である。
5. サイト調査（風況・海底地盤・気象海象） （１）実施主体 セントラル方式として実施するサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が実施し、その調査結果は公募に参加する事業者提供するため、当該区域では事業者が公募前に調査を実施することは前提としない。 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）は、令和４年の法改正によって国内における洋上風力発電に必要な地質構造等の調査を実施業務として追加するとともに、中期目標や中期計画等に規定される事項に基づき、セントラル方式におけるサイト調査の担い手として国の政策方針と連動した取組を実施することとしている。 JOGMEC が調査によって得た成果物は、当該区域において実施される発電事	5. サイト調査（風況・海底地盤・気象海象） （１）実施主体 セントラル方式として実施するサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が実施し、その調査結果は公募に参加する事業者提供するため、当該区域では事業者が公募前に調査を実施することは前提としない。 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）は、令和４年の法改正によって国内における洋上風力発電に必要な地質構造等の調査を実施業務として追加するとともに、中期目標や中期計画等に規定される事項に基づき、セントラル方式におけるサイト調査の担い手として国の政策方針と連動した取組を実施することとしている。 JOGMEC が調査によって得た成果物は、当該区域において実施される発電事

現行	改訂案
業者公募に参加する者に対して提供し、事業者はこの調査結果を用いて公募 占用計画等の作成を行うことになる。そのため、従前では事業者が公募前に行 っていた現地調査は前提とせず、JOGMEC による調査に一元化するものとして、 地元関係者と調査に関する調整を行うこととする。	業者公募に参加する者に対して提供し、事業者はこの調査結果を用いて公募 占用計画等の作成を行うことになる。そのため、従前では事業者が公募前に行 っていた現地調査は前提とせず、JOGMEC による調査に一元化するものとして、 地元関係者と調査に関する調整を行うこととする。
なお、JOGMEC が調査によって得た成果物について、国が調査結果を利用す る場合においては、JOGMEC は国に必要な協力をするものとする。	なお、JOGMEC が調査によって得た成果物について、国が調査結果を利用す る場合においては、JOGMEC は国に必要な協力をするものとする。
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
(4) 調査対象区域の選定の要件と手順 (略)	(4) 調査対象区域の選定の要件と手順 (略)
セントラル方式における案件形成プロセスとサイト調査の関係	セントラル方式における案件形成プロセスとサイト調査の関係
(5) 調査に係る費用負担の扱い	(5) 調査に係る費用負担の扱い
JOGMEC から調査成果の情報提供を受けた事業者は、<u>再エネ海域利用法</u>に基 づく事業者公募の結果、選定事業者となった場合には、調査費用相当額の支払	JOGMEC から調査成果の情報提供を受けた事業者は、<u>海洋再エネ整備法</u>に基 づく事業者公募の結果、選定事業者となった場合には、調査費用相当額の支払

現行	改訂案
を行うとともに、JOGMEC は選定された事業者に対し、当該調査費用を請求することとする。なお、調査費用に係る選定事業者の債務は、公募での選定後、<u>再エネ海域利用法第 17 条</u>に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が選定事業者の公募占用計画の認定を行った日を起算点とする。 JOGMEC が調査を実施する際の調達手続きや委託先の選定等においては、経済性の観点も十分考慮するとともに、監視船業務に関する傭船料等の経費も同様に、港湾請負工事積算基準（国土交通省）等の公共事業等で用いられる基準を踏まえ所要額を算定する。	を行うとともに、JOGMEC は選定された事業者に対し、当該調査費用を請求することとする。なお、調査費用に係る選定事業者の債務は、公募での選定後、<u>海洋再エネ整備法第 20 条</u>に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が選定事業者の公募占用計画の認定を行った日を起算点とする。 JOGMEC が調査を実施する際の調達手続きや委託先の選定等においては、経済性の観点も十分考慮するとともに、監視船業務に関する傭船料等の経費も同様に、港湾請負工事積算基準（国土交通省）等の公共事業等で用いられる基準や、<u>同種の業務に係る他の機関を含めた取引の実例価格等を考慮しつつ、合理的な金額となるように所要額を算定する。</u>
サイト調査に要した費用を選定事業者に負担を求める考え方について、調査成果は事業者が自社の事業計画の策定時に加えて、選定後に行う詳細設計の基礎情報として活用されること、選定後は落選するリスクが消滅し売電事業による利益を享受できることが見込まれることに鑑みて、多額の国費投入に対する応益負担の観点から請求するものである。セントラル方式を採用している欧州でも、政府機関等が実施する事前調査は、調査に要した費用を入札前に公示したうえで落札事業者が負担することとしており、選定事業者から費用を回収することは国際慣行に沿った対応と考えられる。 従って、公募に参加する事業者へのサイト調査成果物の提供は、当該事業者が公募で選定された場合に調査費用相当額を負担することを条件とし、選定事業者が<u>再エネ海域利用法第 17 条</u>に基づき公募占用計画が認定された後、JOGMEC は請求書を作成し、支払期限を設けて選定事業者に送付する。 その他、調査費用の請求に係る手続等の具体的な事項は、独立行政法人通則法に基づき主務大臣（経済産業大臣）が認可する JOGMEC の業務方法書のほか、	サイト調査に要した費用を選定事業者に負担を求める考え方について、調査成果は事業者が自社の事業計画の策定時に加えて、選定後に行う詳細設計の基礎情報として活用されること、選定後は落選するリスクが消滅し売電事業による利益を享受できることが見込まれることに鑑みて、多額の国費投入に対する応益負担の観点から請求するものである。セントラル方式を採用している欧州でも、政府機関等が実施する事前調査は、調査に要した費用を入札前に公示したうえで落札事業者が負担することとしており、選定事業者から費用を回収することは国際慣行に沿った対応と考えられる。 従って、公募に参加する事業者へのサイト調査成果物の提供は、当該事業者が公募で選定された場合に調査費用相当額を負担することを条件とし、選定事業者が<u>海洋再エネ整備法第 20 条</u>に基づき公募占用計画が認定された後、JOGMEC は請求書を作成し、支払期限を設けて選定事業者に送付する。 その他、調査費用の請求に係る手続等の具体的な事項は、独立行政法人通則法に基づき主務大臣（経済産業大臣）が認可する JOGMEC の業務方法書のほか、

現行	改訂案
JOGMEC の関連規程において定める。 なお、調査は国費による事業であり、調達手続きや委託先の選定等は経済性の観点も十分考慮することが求められる。調査の中には監視船業務も含まれ、これらの傭船料等の経費も同様に、港湾請負工事積算基準（国土交通省）等の公共工事等で用いられる基準を踏まえ所要額を算定することが必要である。	JOGMEC の関連規程において定める。 なお、調査は国費による事業であり、調達手続きや委託先の選定等は経済性の観点も十分考慮することが求められる。調査の中には監視船業務も含まれ、これらの傭船料等の経費も同様に、港湾請負工事積算基準（国土交通省）等の公共工事等で用いられる基準や、同種の業務に係る他の機関を含めた取引の実例価格等を考慮しつつ、合理的な金額となるように所要額を算定することが必要である。
6. 系統接続の確保 <u>再エネ海域利用法</u>の対象案件に係る系統接続の確保は、原則、「系統確保スキーム」に基づくこととし、国が対象区域における合理的な系統接続の方針を整理する。 従来、促進区域指定基準のうち第4号（系統確保）の要件は、個別の事業者が確保した系統接続契約を発電事業者公募に活用し、選定された事業者がその系統を承継することを前提とした制度運用が行われていたが、この運用には以下の課題が存在していた。 ・ 事業者が確保した系統容量に区域の発電出力規模が依存することになるため、対象区域の自然的条件等に基づく発電ポテンシャルを踏まえた適切な出力規模となっていない可能性がある。 ・ 複数の事業者によって同一区域で重複した系統確保が行われてしまう場合、必要規模以上の系統容量が確保されること等により、本来接続できたはずの他電源が接続できなくなる。	6. 系統接続の確保 <u>海洋再エネ整備法</u>の対象案件に係る系統接続の確保は、原則、「系統確保スキーム」に基づくこととし、国が対象区域における合理的な系統接続の方針を整理する。 従来、促進区域指定基準のうち第4号（系統確保）の要件は、個別の事業者が確保した系統接続契約を発電事業者公募に活用し、選定された事業者がその系統を承継することを前提とした制度運用が行われていたが、この運用には以下の課題が存在していた。 ・ 事業者が確保した系統容量に区域の発電出力規模が依存することになるため、対象区域の自然的条件等に基づく発電ポテンシャルを踏まえた適切な出力規模となっていない可能性がある。 ・ 複数の事業者によって同一区域で重複した系統確保が行われてしまう場合、必要規模以上の系統容量が確保されること等により、本来接続できたはずの他電源が接続できなくなる。

現行	改訂案
また、ノンファーム型接続による連系が原則となった現行でも、系統容量以外の要素（連系点において物理的に連系が可能な件数等）については引き続き制限が生じるため、系統の空押さえや重複した設備形成を防止する観点から、系統接続の確保を国に一本化する取組が必要な状況にある。 上記の観点を踏まえ、<u>再エネ海域利用法</u>の対象となる案件については、国が系統接続に関する交通整理を行う「系統確保スキーム」を適用することを原則とし、促進区域指定プロセスとも整合する形で、対象区域における合理的な系統接続の方針を整理する取組を進めていくこととする。 系統確保スキームを適用する場合の促進区域指定プロセスでの取扱いについては、促進区域指定ガイドラインにおいて定める。	また、ノンファーム型接続による連系が原則となった現行でも、系統容量以外の要素（連系点において物理的に連系が可能な件数等）については引き続き制限が生じるため、系統の空押さえや重複した設備形成を防止する観点から、系統接続の確保を国に一本化する取組が必要な状況にある。 上記の観点を踏まえ、<u>海洋再エネ整備法</u>の対象となる案件については、国が系統接続に関する交通整理を行う「系統確保スキーム」を適用することを原則とし、促進区域指定プロセスとも整合する形で、対象区域における合理的な系統接続の方針を整理する取組を進めていくこととする。 系統確保スキームを適用する場合の促進区域指定プロセスでの取扱いについては、促進区域指定ガイドラインにおいて定める。
7. <u>環境配慮</u> <u>洋上風力発電に係る適正な環境配慮の在り方や制度的な対応については、今後、環境影響評価法を所管する環境省における検討状況を踏まえつつ、必要事項の整理を検討していく。</u>	7. <u>海洋環境等調査</u> <u>海洋環境等に関する情報を収集するため、海洋再エネ整備法に基づき、環境大臣が海洋環境等調査を実施する。</u>
<u>洋上風力発電事業に係る環境配慮については、事業者が環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価手続を通じて担保することとされているが、再エネ海域利用法との関係も含め、適正な環境配慮を確保するための新たな制度の在り方について、中央環境審議会の下で検討が行われ、令和6年3月7日に同会長から環境大臣に対し「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」が答申されている。今後、本答申を基に、環境影響評価法を所管する環境省における検討状況を踏まえつつ、必要事項の整理を</u>	<u>令和8年に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の海洋再エネ整備法に基づき、環境大臣は海洋環境等調査を実施する。</u> <u>具体的には、経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再エネ整備法第10条第2項の規定による調査を行ったときは、同条第3項の規定により当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知し、環境大臣は、当該通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境</u>

現行	改訂案
<u>検討していくこととする。</u>	<u>等に関する情報を収集するため、海洋環境等調査を行う。</u> <u>海洋環境等調査の実施は、①都道府県が海洋環境等調査の実施により操業上の調整が生じる者（漁業・航路等）との調整に着手していること、また、②環境大臣が海洋環境等調査を実施する際にも、都道府県が地元関係者等との調整に主体的に関与することを前提条件とする。</u> <u>なお、海洋環境等調査は、促進区域指定ガイドラインにおいて示した考え方も踏まえて実施するものとする。</u>
8. その他 (略)	8. その他 (略)